

扶養義務者の範囲

※世帯分離をしていても同一住所であれば扶養義務者となります。

※養子縁組を結んでいる場合は親族とみなします。 ※離婚していたら親族とはみなしません。

※扶養義務者とは児童扶養手当の対象児童以外の者で、義務教育終了(15歳の年度末)の下記の範囲にあたる方になります。

